

深川市ウッドデビュー推進事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、森林環境譲与税を活用し、乳児に木に触れ親しむ機会を創出することにより、乳児と子育て世代が木の良さや木材利用の意義、森林づくりに対する理解の醸成を図るとともに、豊かなこころと成長を願うことを目的とする。

(事業の内容)

第2条 令和5年4月1日以降に行われる生後4か月健診の乳児を対象とし、本市に住所を有している1歳に達するまでの乳児に対して木製品（木の積み木等）を記念品として贈呈する。なお、令和5年4月から6月に行われる生後7か月健診の乳児も対象とする。

(記念品の申請)

第3条 記念品の申請は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 記念品を希望する者は、深川市ウッドデビュー推進事業希望申請書（別記様式）を提出するものとする。
- (2) 令和5年4月1日以降に1歳に達していない乳児が本市に転入した場合は、前項の申請書を提出するものとする。

(記念品の贈呈)

第4条 市長は、前条の申請に基づき、生後7か月の健診時において記念品を贈呈するものとする。なお、生後7か月健診に贈呈できない場合及び第2条に掲げる生後7か月健診の乳児については、適時、贈呈するものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。